

第2章

教育を取り巻く状況

1 教育を取り巻く社会状況の変化

① 「VUCA（ブーカ）」の時代の到来

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である「Volatility（変動性）」、「Uncertainty（不確実性）」、「Complexity（複雑性）」、「Ambiguity（曖昧性）」の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。新たな感染症の流行、自然災害の増加、国際情勢の不安定化など、さまざまな危機に対応する強靱さ（レジリエンス）を備えた社会をいかに構築していくかという観点はこれからの重要な課題です。

② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響とDX*の進展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響としては、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じています。また、学校の臨時休業により、学校の役割の一部として、学校の居場所やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識するきっかけとなりました。感染拡大当初はICTの活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりましたが、これを契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされました。こうした社会状況もあいまって、デジタルトランスフォーメーション（DX）*の進展は社会によりよい変化をもたらす可能性のある変革として注目されています。

③ SDGs*とESD

SDGs*（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能で、よりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。

平成27年（2015年）の国連持続可能な開発サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12年（2030年）を達成年限として、17のゴールと169のターゲットから構成されています。教育については、SDGs*の目標4に位置づけられ、「すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」と定められています。

ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）は、ターゲットの1つとして位置づけられているだけでなく、SDGs*の17すべての目標の実現に寄与するものであることが第74回国連総会において確認されています。持続可能な社会の創り手を育成するESDは、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の

実現に貢献するものとされています。ESDは既に学習指導要領全体において基盤となる理念と位置づけられており、今後もESDを推進していくことが重要と考えられます。

SDGs の 17 の目標を示したロゴ



出典：文部科学省ホームページ

④ 人口減少と少子高齢化の進行

現在の生産年齢人口である15～64歳の人口は、令和32年（2050年）には現在の2/3に減少すると推計されています。我が国の労働生産性は国際的に見て低く、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にあります。また、人口減少・少子高齢化は特に地方において深刻であり、地方創生の観点からの対応も必要です。加えて、長寿化が進展する中での対応も求められます。

⑤ 地域コミュニティの希薄化

人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、身近な地域での助け合いが少なくなり、困難を抱えた親子などが地域で孤立化するという深刻な状況が危惧されています。子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

⑥ 子どもの貧困

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、保護者の所得など家庭の状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。子どもの貧困の背景にはさまざまな社会的な要因があることを広く共有し、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

⑦ 急速な技術革新とグローバル化*の進展

人工知能（AI）、ビッグデータ*、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化し、教育分野においても「数理・データサイエンス・AI教育プログラム制度（応用基礎レベル）」などAIの活用が加速し始めています。

また、国際情勢の不安定化により、世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まっている中で、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していく必要があります。

⑧ デジタル人材の不足

AIやロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、それらに基づく企画力といった能力が一層求められることが予測されており、労働市場のあり方や働く人に必要とされるスキルが今後変容していくことが見通されます。特に生成AI*は人々の暮らしや社会に大きな変革をもたらす可能性があることが指摘されています。

⑨ ウェルビーイング* (Well-being)の考え方を重視

経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて持続的な幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング* (Well-being)」の考え方が重視されてきています。

ウェルビーイング*とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く地域や社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることであり、教育を通じて社会に根差したウェルビーイング*の向上を図っていくことが求められています。

⑩ 社会的包摂*の推進

社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もがいきいきとした人生を享受することのできる共生社会の実現をめざし、その実現に向けた社会的包摂*を推進する必要があります。

2 教育を取り巻く関係法令・計画等の動き

① 医療的ケア児*支援法が可決（令和3年（2021年）6月11日成立）

令和3年（2021年）6月に「医療的ケア児*及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児*支援法）」が可決されました。その中で、医療的ケア児*及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方自治体等の責務が明文化されました。各自治体は、学校、幼稚園、保育所等で、医療的ケア児*に対する適切な支援を行うとともに、保育・教育を行う体制の拡充が図られるよう学校等に対する支援、その他の必要な措置を講ずることが求められています。

② こども基本法の施行（令和5年（2023年）4月1日施行）・こども大綱の閣議決定（令和5年（2023年）12月22日閣議決定）

国においては、令和5年（2023年）4月に「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、「日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざす」もので、子どもの権利利益の養護及び意見表明などについても規定されました。

また、令和5年（2023年）12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

そして、子どもや若者、子育て当事者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を反映するという「こどもまんなか社会」の実現に向け、大きな進展がありました。

③ 「令和の日本型学校教育*」の構築を目指して

（令和3年（2021年）1月26日 中央教育審議会 答申）

令和3年（2021年）1月に中央教育審議会において、社会のあり方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など「予測困難な時代」、社会全体のデジタル化・オンライン化など急激に変化する時代の中で、育むべき資質・能力の育成のため、改訂された学習指導要領を着実に実施すること、また、ICTの活用により一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であると示されました。

そして、めざすべき「令和の日本型学校教育」の姿を、「すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」とすることが示されました。

④ 第4期教育振興基本計画の閣議決定

(令和5年(2023年)6月16日 閣議決定)

令和5年(2023年)6月に中央教育審議会の答申に基づき、教育基本法第17条に基づく「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

総括的な基本方針・コンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング*の向上」が掲げられています。

また、総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ・ グローバル化*する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・ 誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ・ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)*の推進
- ・ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

⑤ 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

(令和6年(2024年)6月)

令和6年(2024年)6月に、第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理が示されました。

第11期分科会までの議論を基に、第4期教育振興基本計画(令和5年閣議決定)を踏まえ、「生涯学び続ける社会の実現及びすべての人のウェルビーイング*を目指したリカレント教育*」「すべての人のウェルビーイング*につながる地域コミュニティを支える社会教育人材のあり方」について提示されました。

また、生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性として、「①生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿」、「②デジタル社会への対応」、「③社会的包摂*への対応」、「④生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方」、「⑤生涯学習を進める上で、各学校教育段階で目指すべきもの」、「⑥社会人のリカレント教育*」が挙げられています。

⑥ 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定

(令和5年(2023年)3月28日策定)

令和5年(2023年)3月に、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、基本的方針として、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」が示されました。

⑦ 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）策定
（令和5年（2023年）3月31日策定）

令和5年（2023年）3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」が策定されました。①不登校の児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える、②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校*」で支援する、③学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることが示されました。

⑧ 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太の方針）の決定
（令和5年（2023年）6月16日 閣議決定）

令和5年（2023年）6月16日に「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(いわゆる「骨太方針」)が閣議決定されました。

こども・子育て政策の抜本強化に向け、少子化時代における質の高い公教育の再生の強力な推進を図ることや学校給食無償化の課題整理等を行うとしています。

⑨ 教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）
（令和5年（2023年）8月28日）

令和5年（2023年）8月に、中央教育審議会初等中等教育分科会、質の高い教師の確保特別部会において、教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策について提言されました。教師を取り巻く環境整備について、直ちにに取り組むべき事項として、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に基づき、主体的に「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」「学校における働き方改革*の実効性の向上等」「持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」に取り組む必要があることが示されました。